

熊本市自治基本条例(案)の解説

【条例制定の背景と必要性】

20世紀では、集権型による近代化政策が一定の成果を収めてきましたが、社会が成熟化し人々の価値観も多様化する中では、これまでの効率性重視の画一的行政から住民一人ひとりの暮らしや生きがいといった視点に立って、生活者自らの創意と主体性が発揮できる社会システムへの転換が求められています。

加えて、地方分権の進展に伴い、地方自治体や地域住民には、自己決定と自己責任に基づく、自主自立の精神が強く求められており、今後は、地方自らの創意工夫による独自のまちづくりが可能になるとともに、地方自治体、地域住民の知恵と努力がそのままふるさとの将来を左右する時代となってきます。

このような時代に対応していくためには、改めて、地方自治の原点に立ち返り、地方自治を構成する市民、議会、行政三者がそれぞれの役割を担って、主体的に参画し、協働でまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

そのためには、市民、議会、行政の役割を明らかにし、参画と協働の基本原則を定めるとともに、協働の前提となる相互信頼を構築するための情報共有や、透明性の高い市政運営などについて基本的な事項を規定し、これを熊本市民の共通のルールとして定める必要があります。

前 文

わたしたちが暮らす熊本市は、清らかな地下水に恵まれ、熊本城に代表される歴史的遺産や様々な文化が息づく、都市の機能と豊かな自然が調和しているまちです。

わたしたちには、多くの人々の英知とたゆまぬ努力により成長してきたこのまちを、日本国憲法に保障されている個人の尊重・法の下での平等のもと、市民一人ひとりの個性と人権を尊重しながら、希望と誇りをもって心豊かに安心して生活できるまちへ発展させ、次世代に引き継いでいくことが求められています。

今日の多様化する時代における地方自治は、市民が自治の主体としてその役割を自覚し、積極的にまちづくりに参画し、市民、市議会及び市の執行機関等との協働により、自主的、自立的に進めていかなければなりません。

わたしたちは、ここに、全ての市民が共有する本市の自治の最高規範として、この条例を制定します。

○前文は、この条例を制定する意義について掲げています。

○わたしたちの住む熊本市は、多くの人々の英知とたゆまぬ努力により成長してきた、豊かな環境や文化を誇るまちです。わたしたちは、一人ひとりを差別することなく、その個性と人権を尊重しながら、希望と誇りを持って心豊かに安心して生活できるまちへ発展させ、次世代に引き継いでいかなければなりません。

○そのためには、市民が自治の主体としての役割を自覚し、積極的にまちづくりに参画す

る、「市民協働による自治」が重要であり、これを推進するため、市政運営の原則や市民参画・協働の理念を明確にした、全ての市民に共通するルールとして、この条例を制定するものです。

- 「わたしたち」とは、熊本市の自治を構成している「市民」「市議会」「市の執行機関等（行政）」の三者すべてを含めて表現しています。
- 「自主的、自立的」に自治を進めるとは、国や県との対等・協力の関係のもと、自らの地域にのことにについて主体的に考え、市民・市議会・市の執行機関等の三者が協働してまちづくりを進めることです。
- この条例において、「熊本市」「本市」「市」の使い分けは以下のとおりとしています。
 - 「市」・・・市役所、行政といった狭い意味ではなく、一般にいうところの地方自治体、市町村の市をいいます。
 - 「本市」・・・「この市」「わが市」と強調して表現する場合に使用しています。
 - 「熊本市」・・・「わたしたちが暮らす熊本市」という場合に使用しております。空間的な市域も含めた総体としての熊本市、地方自治体としての熊本市をいいます。

第1章 総則

第1章は、3条で構成し、条例制定の目的、用語の定義、基本理念を掲げています。

（目的）

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の執行機関等の役割及び参画と協働によるまちづくりの基本原則を定め、日本国憲法に規定する地方自治の本旨に基づく自治を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とします。

- 第1条は、本条例の目的を定めたものです。
- 本条例は、市民、市議会及び市の執行機関等のそれぞれの役割を定めるとともに、参画と協働によるまちづくりの基本原則を定め、この条例に基づき、地方自治の本旨に基づく自治を推進することによって、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的としています。
- 「地方自治の本旨」とは、日本国憲法第92条に規定されるもので、団体自治（*1）と住民自治（*2）の2つの要素から構成されます。市民の意志と責任によって行われる住民自治を拡充することと団体自治を推進していくことは、表裏一体の関係にあります。
- この条例では、その両者に関わる基本的な事項や理念について明確にするとともに、現行法令上に明確な根拠規定がない参画・協働について、本市における原則として明らかにするものです。
- 「個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図る」は、地方分権推進法第2条から引用した表現ですが、総合計画あるいはまちづくり戦略計画にも掲げている、熊本市が目指すべき究極の姿を表しています。本市の清らかな地下水に代表される恵まれた自然環境や歴史的・文化的遺産、九州の中央といった地理的条件など様々な熊本市の特性を生か

したまちづくりを進めることです。

(参考)

*1 団体自治	一定の地域を基礎とする国から独立した団体(自治体等)を設け、この団体の権限と責任において、地域の行政を処理する原則のこと
*2 住民自治	地方における行政を行う場合にその地方の住民の意思と責任に基づいて処理するとする原則のこと

『法律用語辞典』(有斐閣)より

(参考)

地方分権推進法・第2条(地方分権の推進に関する基本)

地方分権の推進は、国と地方公共団体が共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係を踏まえつつ、各般の行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

(1) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。

ア 市内に居住する者

イ 市内に通勤し、又は通学する者

ウ 市内で事業を営み、又は活動するもの

(2) 市の執行機関等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいいます。

(3) 参画 施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加することをいいます。

(4) 協働 それぞれが対等な立場で役割と責任を担い、相互に特性等を尊重し、補完し、協力することをいいます。

(5) まちづくり 自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、わたしたちが暮らす熊本市を魅力的でより快適にしていく活動をいいます。

○第2条では、本条例で使用する重要な用語を定義しています。

○本条は、皆さんがこの条例を読むにあたり、認識を共通にしておくべき用語について定義したものです。

○第1号の「市民」については、これからのまちづくりは、アの市内に居住する者のみならず、イの通勤、通学者、さらにウの事業者(法人市民)等、本市で生活し、あるいは活動している全ての人々の参画と協働により進める必要があるとの考えから、これらの人々を含め「市民」として定義しています。都市は、そこに住む人々だけによって成長・発展するものではなく、その都市以外からの人材その他の資源の集積も大きく寄与するものであり、逆にそれなくしては都市の発展はありえないともいえます。このようなこ

とを踏まえ市民を定義しています。なお、外国人もこの定義に当てはまる者はすべて市民となります。

- 第2号の「市の執行機関等」の等とは、地方自治法第138条の4に規定する「市の執行機関」(市長及び教育委員会他、地方自治法第180条の5に列記されている各種行政委員会)に、独立した権限を有する公営企業管理者と消防長を加えて等と規定し、市長以下、一般に「行政」と言われるすべてを網羅したものです。
- 第3号の「参画」とは、施策の立案から実施及び評価までの過程において、意見や提案を行うことや具体的な行動を通じて、主体的(自らの意思・判断により行動すること)に市政に参加することをいいます。
- 第4号の「協働」とは、市民と行政、市民とNPO、NPOと行政など、それぞれ異なる主体が、対等な立場で役割と責任を分担し合い、お互いの特性等を尊重しながら、補完し、協力していくことであり、これからのまちづくりの重要な原則となるものです。
- 第5号の「まちづくり」とは、身近な地域から熊本市全体に至るまで、よりよいものに創り上げていく様々な「活動」を指しています。その内容も、道路・公園整備などハード的なものから、社会・経済・文化・環境保全などソフト的なものまで幅広く捉えています。

(自治の基本理念)

第3条 本市の自治の基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 一人ひとりの人権を尊重し、市民の意思を適切に反映した市政が行われること。
- (2) 自治の主体である市民の自発的、積極的な参画により市政が進められること。
- (3) 市民、市議会及び市の執行機関等が、相互に情報を共有し、信頼し合い、協働して市政が進められること。
- (4) 市自らの意思と責任のもとで自立した市政が行われること。

○第3条は本市の自治の基本理念を定めたものです。

- 前文、目的(第1条)にのっとり、これからの新しい熊本市の自治の基本理念として定めています。
- 自治は、そこに暮らし活動するすべての人々のためのものであり、今後、本市の自治は、市民一人ひとりの人権を尊重しながら、市民の意思を適切に反映した市政が行われること、市民の積極的な参画のもとに、市民、市議会、行政が相互の情報共有と信頼により進められること、さらに、今後の本格的な地方分権の到来を踏まえ、自治体としての熊本市が、自主・自立の市政を進めていくことを基本理念としています。

第2章 市民、市議会及び市の執行機関等の役割

第2章は、3条で構成し、協働のまちづくりを進めていく上での、市民、市議会及び市の執行機関等の三者それぞれの役割を定めています。

(市民の権利及び役割)

第4条 市民は、日本国憲法及び法令に定める権利・義務を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、次の権利を有し、市政に参画します。

(1) 市の執行機関等及び市議会と協働し、まちづくりに参画する権利

(2) 市民参画の前提となる、知る権利としての市の執行機関等及び市議会に対し情報を求める権利

(3) 市政に関し意見を表明し、又は提案する権利

2 市民は、市政への参画にあたっては、自治の主体であることを認識し、その発言と行動に責任をもち、自らまちづくりに取り組みます。

3 市内で事業を営み、又は活動するものは、その事業又は活動が市民生活に及ぼす影響に十分配慮するとともに、地域社会との調和に努め、まちづくりに取り組みます。

○第4条はこれからの市政における市民の権利と役割を定めたものです。

○市民の市政への参画にあたり、第1項に憲法及び法令で定める市民の権利・義務を有することと併せ、市政への参画にあたっての市民の権利を3つの号に分けて定めています。

○次に、第2項では、市民の役割として、市政への参画にあたって、自治の担い手であることを認識して、その発言と行動に責任を持つことを掲げています。また、本条文に規定する市民の参画は、義務として強制するものではなく、あくまで、自主的、自発的に果たすべき役割としてとらえています。

○また、第3項として、特に法人市民である事業者等の役割として、その活動が市民生活に及ぼす影響の大きさをふまえ、地域社会との調和に努めることを掲げています。

日本国憲法及び法令に定める権利・義務

権利：参政権（選挙権・被選挙権・国民投票権・国民審査権）条例の制定改廃請求権、事務の監査請求権、議会の解散・議員及び市長の解職請求権など

義務：教育の義務、勤労の義務、納税の義務など

(市議会の役割)

- 第5条 市議会は、市の議決機関として、広範な意見の聴取に努めるとともに、市政運営を監視し、公平及び公正で透明性の高い市政が実現されるよう努めます。
- 2 市議会議員は、政策の提案及び立法に関する活動に努めるとともに、市民の信頼に応え、市民のため誠実に職務を行います。

- 第5条は、わたしたち住民の代表である市議会及び市議会議員の役割を定めたものです。
- 市議会は、住民の直接選挙で選ばれる議員をもって構成される機関であり、市議会は、地方自治法第96条によって定められる議決機関として、条例の制定改廃、予算の決定などの自治体としての意思決定を行うとともに、決算の認定などの行政を監視する役割があります。
- 第2項では、市議会を構成する市議会議員の役割として定めています。
- 政策の提案は、本会議の一般質問や各種常任委員会等での質疑を通して行われており、また立法に関する活動とは、議員自らによる条例の発議や国への議会としての法制定の働きかけ等をいいます。

(市の執行機関等の役割)

- 第6条 市長は、市の代表として公正かつ誠実に市政運営を行います。
- 2 市の執行機関等は、次の事項を基本とし、市政運営を行います。
- (1) 市民の信頼に応え、公平及び公正であり透明性を高めること。
 - (2) 市民の意向及び地域の実情を的確に把握し、行政サービスの質を高めること。
 - (3) 市民の福祉の増進を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げること。
 - (4) 本市の特性を生かし、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現すること。
- 3 市の職員は、必要な知識及び能力の修得とその向上に努め、全体の奉仕者として市民の視点に立ち、誠実に職務を行います。

- 第6条は、市の執行機関等（行政）の役割を定めたものです。
- 第1項に市の代表である市長の基本的な役割を掲げています。
- なお、市長は市民の代表であるとともに、法人格を有する熊本市（団体）の代表であるため、両方の意味を含め市の代表としています。
- 第2項に市の執行機関等の市政運営における基本的な事項を4つの号に分けて定めています。
- 第2項3号の「市民の福祉の増進」とは、地方自治法第1条2の「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する」に基づくもので、社会福祉のみを表すものではなく、社会一般の利益を図ることを表現しています。
- 第3項は、市長の補助機関である市の職員（助役、収入役等の特別職、その他の一般の職員）の役割を定めています。なお、職員は、市の執行機関等の業務を行うための補助

機関であり、第 2 項に掲げる市の執行機関等の役割が果たせるようその職務を行うことになります。

第3章 参画及び協働によるまちづくり

第3章は、本条例の中で住民自治に関する分野である参画と協働によるまちづくりの基本原則や取り組みを2つの節・9条に分けて定めています。

第1節 参画及び協働

第1節は、参画と協働の原則や取り組みに関する基本的事項を7条定めています。

(参画及び協働の原則)

第7条 市民、市議会及び市の執行機関等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、参画と協働によるまちづくりに取り組みます。

2 参画と協働によるまちづくりは、両性の本質的平等を基本とし、男女が共同して取り組みます。

○第7条は、参画及び協働の原則を定めたものです。

- 参画及び協働の原則は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼を図ることが、その前提となります。
- 特に、急速な少子高齢化社会の進展に伴い、今後のまちづくりにおいては、男女が共同して取り組むことが重要であることから、このことを第2項に明確にしています。「両性の本質的平等」とは、日本国憲法第24条に使用されている表現を引用したものです。

(青少年・子どもの参画)

第8条 青少年・子ども(未成年の市民をいいます。以下同じ。)は、個人として尊重され、まちづくりに参画する権利を有します。

2 市民、市議会及び市の執行機関等は、青少年・子どもがまちづくりに参画するための環境づくりに努めます。

○第8条は、青少年・子どもの参画を定めたものです。

- まちづくりの原点は、人づくりです。特に、少子高齢化社会が進展する中、次代を担う青少年・子どもが、早い段階からまちづくりに参画していくことは重要であり、その保障と、それを見守り育てていく環境づくりを定めています。
- なお、この条例における青少年・子どもの範囲は、選挙権や自治法上の直接請求権等の権利を有しない20歳未満(未成年者の市民)としています。

(市民参画制度)

第9条 市の執行機関等は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市民参画のための仕組みを整備します。

2 市の執行機関等は、それぞれの事案に応じて効果的な市民参画の手法を選択するとともに、これを公表し、実施します。

○第9条は、市民参画制度について定めたものです。

- 市の執行機関等は、広く市民生活全般に影響を及ぼすような市政の重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階に応じ、適切な市民参画の制度を整備していくことを定めています。
- 重要な施策とは、単に大きな計画づくりにかかわるものだけではなく、広く市民生活全般に直接的に影響及ぼすようなものをいいます。また、施策とは、政策という大きな目標を達成するための個々の方策のことをいいます。
- 市民参画は、例えば、市民アンケートによる意見聴取や公聴会、ワークショップ、シンポジウムの開催、パブリックコメント等、対象事業の規模や内容に応じ、様々な手法があり、それぞれの事業の性質（ハード、ソフトなど）や段階（立案、実施、評価など）に応じて最も効果的な手法を選択し、その選択された参画の手法に対する市民の参画手段などについて公表し、実施することとしています。

(施策への反映)

第10条 市の執行機関等は、市民参画により表明された意見や示された提案を総合的に検討し、その結果を市民に公表するとともに、適切に施策へ反映させるよう努めます。

○第10条は、市民意見の施策への反映を定めたものです。

- 市の執行機関等は、施策や事業を市民ニーズに対応したより良いものとしていくために、第9条の市民参画によるものをはじめ、市民から表明された様々な意見や提案を個々に整理し、様々な観点から総合的に検討を行い、施策に反映させるよう努めるとともに、その結果を市民に公表していくことを定めています。

(市民活動団体との協働)

第11条 市の執行機関等は、公共の利益や社会貢献を目的として自主的、自発的に活動する団体と連携を図り、まちづくりを協働で進めるための仕組みを整備します。

○第11条は、市民の公益活動との協働について定めたものです。

- 本市においては、町内自治会やまちづくり委員会などの地域の自治活動が活発に展開されているほか、環境保全や健康福祉分野などのテーマに基づいたボランティア活動団体やNPO等の活動も盛んになってきています。
- このような公的利益や社会貢献につながる市民自らによる自主的・自発的な取り組みこそが、住民自治の基本となるものであり、今後、協働のまちづくりを進めるにあたっては、このような市民活動団体との連携が不可欠なことから、市の執行機関等はまちづくりを協働で進めるための仕組みを整備していくことを定めています。
- これまで行政の役割と考えられていた分野においても、それぞれの得意分野を生かし、市民活動団体と市が協働しながら、それぞれが公共的なサービスを提供していくことも、これからの新しいまちづくりには必要です。

(協働による地域のまちづくり)

第12条 市民は、市民相互の協働により、身近な地域の課題を解決していくとともに、地域社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のまちづくりを推進するよう努めます。

- 2 市民は、地域のまちづくりを行うに当たっては、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう、自らの役割を自覚し、互いを十分に尊重しながら進めることとします。
- 3 市の執行機関等は、市民による地域のまちづくりが推進されるよう支援します。

○第12条は、住民自治の根本である地域のまちづくりを定めたものです。

- 地域のまちづくりは、その地域住民自らが考え、自らの役割を自覚し、互いを十分に尊重しながら協力し合って地域の課題を見出し、解決し、地域毎に特色のある住み良いまちづくりを進めていくことが基本です。
- しかしながら、近年の核家族化の進展に伴い、地域のつながりが希薄化してきており、これまで地域が担ってきた青少年の健全育成、高齢者のケア、あるいは防犯などの機能の低下が心配されています。
- このような多様化する様々な課題を、地域の市民相互の自主的、主体的な活動を核として、行政との協働により解決していくことが、これからの地域のまちづくりに求められています。
- 第3項は、市の執行機関等は、地域社会を多様に支える自主的・自立的な地域のまちづくりを支援していくこととして定めています。

(自治推進委員会の設置)

第13条 この条例に定める自治の基本理念の実現に向け、市長の諮問に応じ、参画及び協働に関する重要事項を審議し、市長に答申する附属機関として熊本市自治推進委員会(以下「委員会」といいます。)を設置します。

- 2 委員会は、前項に規定するもののほか、参画及び協働に関する重要事項について、市長に意見を述べるができるものとしします。
- 3 委員会は、自治に識見を有する者、市民、市議会議員及び市の職員によって構成されます。
- 4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。

○第13条は、自治推進委員会の設置について定めたものです。

- 参画と協働のまちづくりなど、本条例の理念を推進するため、具体的な市民参画の仕組みづくりや進捗状況など、参画及び協働に関する重要事項を審議する市長の諮問機関として、自治推進委員会を設置することを定めています。
- 委員会の役割としては、市長の諮問に応じ答申することですが、参画と協働のまちづくりに関する重要事項については、委員会自らが、市長の諮問に限らず必要に応じて審議し、市長に意見を述べるができるものとしています。
- 本条例は、市民、市議会、市の執行機関等の三者が協働によるまちづくりを進めていくこととしており、委員の構成についても同様に三者が構成員となることがふさわしいとの考えから第3項の規定としております。
- なお、その運営に関し必要な事項は、別に定めることとしています。

第2節 住民投票

第2節は、市民参画の1つの手法である住民投票制度を2条で定めています。

(住民投票)

第14条 市長は、市政に係る重要事項について、直接市民の意思を把握するため、その事項ごとに定められる条例により、住民投票を実施することができます。

- 2 市長は、住民投票の結果を尊重します。

○第14条は、市の将来を大きく左右するような重要な事項について、直接市民の意思を把握するために行う住民投票について定めたものです。

- 過去に全国の市町村で実施された例としては、原子力発電所建設や産業廃棄物処分場建設、市町村合併の是非など住民投票は、まさに住民の将来を左右するような重要な課題を扱うものです。
- なお、住民投票は、対象となる事項について市民との十分な情報の共有がなされているか、又、実施に要する経費の問題など、様々な観点から検討を加える必要があることから、個別の条例の制定により実施するとしています。
- 実際に住民投票を実施する場合は、その事案ごとに「○○の住民投票に関する条例」を制定し、投票の実施にかかる必要事項(住民投票に参加できる者の資格、投票方法や成

立要件など)を定めることになります。

- 住民投票にかかるような重要な意思決定は、市長と市議会の基本的役割であり、住民投票の実施については、議会での十分な議論がなされる必要があることから、一つひとつの案件毎に、条例で定めることとしています。
- 住民投票の結果は、法的拘束力はないとされていますが、市民の意思を真摯に受け止め、市長は住民投票の結果を尊重することを掲げています。

(住民投票の請求及び発議)

第15条 市民のうち本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。

2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。

3 市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。

- 第15条は、住民投票に関する住民からの請求手続き、議員及び市長の発議について定めたものです。

- 内容は、地方自治法の規定に基づいています。

- 第1項は、本市に選挙権のある者(有権者)が、地方自治法第74条(住民の条例制定改廃請求権)に基づくものの1つとして、「○○の住民投票に関する条例」の制定について請求できることを定めています。

- 市民はその代表者が市から認定を受け、1ヶ月以内に市内の有権者の50分の1の連署を集め、市長に提出します。

- 請求を受けた市長は、先ず選挙管理委員会により連署内容の有効無効の審査を経て、有効の場合、議会に付議するとともに、付議するに当たって意見を付することができます。

- 第2項は、地方自治法第112条に基づく、市議会議員の議案提出権について述べたもので、市議会議員自らによる、住民投票条例の市議会への提出を定めています。

- 第3項は、市長の自らが、市民生活に関わる極めて重要な事案について、必要であると判断した場合の、住民投票条例の議会への提出を定めています。

第4章 市政運営

第4章は、市政運営の基本原則に関することを、3つの節・12条に分けて定めています。

第1節 執行体制

第1節は、市の執行体制の原則に関することを6条定めています。

(総合計画)

第16条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びその実現のための基本計画等をまとめた総合計画を策定します。

- 2 市の執行機関等は、総合計画の策定に当たっては、市民参画の手続を踏まえ、市民の意見の適切な反映に努めます。
- 3 市の執行機関等は、総合計画について、市民への周知を図り、その進行管理を適切に行います。

○第16条は、市政運営の基本指針である総合計画について定めています。

- 地方自治法第2条第4項において、「市町村は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため基本構想を定め」、これに即して事務処理を行うように定めてあります。総合計画は、基本構想に基づいた基本計画、実施計画の総体を表すもので、長期的な市のまちづくりのビジョンを示すものであり、そこには、市民の意向が適切に反映されることが基本です。
- 総合計画における具体的な市民参画とは、計画策定前の段階においては、意向を把握するための市民アンケートなどを通じた市民意見の反映があり、素案段階においては、地域説明会、パブリックコメント、評価の段階においては、満足度調査などが考えられます。なお、これらの参画手法については、第9条に基づいてその仕組みを整備し、それに則って行われることになります。
- また、総合計画策定後は市民への周知を図るとともに、適切な進行管理を行うことを定めています。

(財政運営)

第17条 市の執行機関等は、財政の健全性の確保に努め、総合計画を着実に推進するため、効率的で効果的な財政運営を行います。

- 2 市の執行機関等は、財政状況について市民にわかりやすい資料を作成し、公表します。

○第17条は、財政運営の原則を定めたものです。

- 現在、本市では、厳しい財政状況の下、自己決定と自己責任を基本とする地方分権時代のまちづくりを進めていかなければなりません。そのためにはこれまで以上に施策や事

業を精査する必要があります。そこで行財政改革推進計画に基づき財政の健全化に努めているところであり、今後さらに効率的で効果的な財政運営を行い、総合計画に基づくまちづくりの着実な推進を図ることを規定しています。

- 健全な財政運営であるためには、収支均衡の保持（歳入と歳出の均衡が保たれていること）と財政構造の弾力性の確保（歳入において自主財源の割合が高く、歳出において義務的経費の割合が低いこと）が必要です。
- 第 2 項の財政状況の公表については、地方自治法にも規定されておりますが、市政運営にとって重要であることから、本条例においても、市民にわかりやすい資料を作成し公表することを定めたものです。
- 現在、財産の保有状況（バランスシート）や「財政ってなあに？」（冊子）などを作成するなど、市民にわかりやすい財政状況の公表に努めているところですが、更に工夫を凝らしながら、引き続き、市民によりわかりやすい財政状況の資料を作成し、公表してまいります。

（行政評価）

第 18 条 市の執行機関等は、総合計画の推進に当たり行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させます。

- 2 市の執行機関等は、行政評価の実施に当たっては、市民参画の手続を踏まえるとともに、その結果について広く市民に公表します。

○第 18 条は、行政評価について定めたものです。

- 第 16 条に定める総合計画の着実な推進に当たって、行政評価を実施し、その結果を反映させることを定めています。
- 行政評価は、P（プラン・計画）D（ドゥ・実行）C（チェック・評価）A（アクション・改善）という一連の事務事業の流れの中に位置づけており、評価の結果を次の事務事業の改善に生かしていくものです。これらを継続的にシステムとして行うことが重要であることから、総合計画の実施に伴い行政評価を行い、事務事業の有効性や成果を測ることとしています。
- また、この行政評価の実施にあたっては、市民参画の手続を踏まえるとともに、その結果について広く市民に公表することとしています。なお、広く公表とは、市政だよりや市のホームページを始めとする市の広報媒体（手段）を活用して周知を図ることをいいます。

(組織体制)

第19条 市の執行機関等は、社会経済情勢の変化及び多様化する市政の課題に的確に対応するため、効率的で機能的な組織体制を整備します。

2 市の執行機関等は、市政の課題に的確に応えることができる知識と能力を持った職員の育成を図ります。

○第19条は、市の組織体制の整備や運営の基本原則について定めたものです。

○現在、地方分権改革の進展、少子高齢化社会の到来など、変革の時代に当たっておりますが、市の執行機関等は、このような急速な社会経済情勢等の変化や市民の要望に、柔軟に対応できる効率的で機能的な組織体制を整備することを定めています。

○また、時代変化や市政の課題に的確に適切に対応できるような知識・能力を持った職員を育成することも定めています。

○効率的で機能的な組織体制を整備するとは、どのような組織が市民にとって有益で、機能的に素早い対応が図られるかを常々考え編成することをいいます。

(審議会等)

第20条 市は、法令に基づき設置する附属機関のほか、市の施策における特定の事項について調査、審議等を行うため、必要に応じ審議会等を設置します。

2 市の執行機関等は、附属機関及び審議会等の委員については、識見を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めます。

○第20条は、市の設置する審議会等について定めたものです。

○市は、法令に基づく附属機関の他、必要に応じ特定の事項を調査・審議する審議会等を条例等により設置することを定めています。

○また、その委員の選任に当たっては、識見を有するもののほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任することを定めています。

○なお、法令等により委員の構成が定められている場合や、高度な専門性を有する事案を扱う場合など、性質上公募になじまないものもあり努力規定としております。

法令に基づく附属機関

社会福祉審議会、国民健康保険運営協議会など

平成16年度に市民公募をした審議会等

下水道事業運営審議会、介護保険推進委員会、自転車駐車対策等協議会、行財政改革推進計画委員会、駅周辺まちづくり推進協議会、保健衛生審議会、医療安全推進協議会など

(総合的な行政サービス)

第21条 市の執行機関等は、市民の要望及び多様化する市政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、部局の連携を図り、総合的な行政サービスを提供します。

- 第21条は、総合的な行政サービスの提供について定めています。
- 市民の要望や多様化する課題に対しては、既成の行政組織の枠にとらわれない組織横断的な調整や対応を図り、的確に対応することを定めています。
- 既成の行政組織では対応できない課題に対応するためには、職員の能力の向上(第6条第3項)はもとより、組織の枠にとらわれない横断的な調整を柔軟かつ迅速に行うことが求められます。そのような体制づくりに今後も継続して積極的に取り組んでいかなければならない課題としてとらえたものです。

第2節 情報共有及び信頼の確保

第2節は、協働のまちづくりの前提となる情報の共有や説明責任といった項目を5条掲げ、信頼される市政運営となることを掲げています。

(情報共有)

第22条 市の執行機関等及び市議会は、透明で開かれた運営を推進するため、別に条例の定めるところにより、行政運営及び議会活動に関する情報を積極的に市民に開示及び提供し、情報の共有に努めます。

- 第22条は、情報の共有について定めたものです。
- 相互信頼に基づく協働のまちづくりを進めるにあたっては、情報の共有が不可欠です。
- 「別に条例の」とあるのは、平成10年に制定した「情報公開条例」のことを指します。
- 市民が、自ら考え行動するためには、市政に関する様々な情報やまちづくりに対する考え方などが十分に提供され、説明され(第24条)なければなりません。
- このため、情報公開条例に基づき、その実施機関である市の執行機関等及び議会が、行政運営及び議会の活動に関する情報を積極的に、市民に開示・提供していくことで、情報の共有に努め、透明で開かれた運営を推進することを定めています。
- 今後も市政情報プラザや市のホームページを活用するなど、積極的に情報を提供してまいります。
- ここで、「行政運営」としているのは、情報公開条例の実施機関として市の執行機関等と市議会とがあり、議会活動との区別を明確にするため、市の執行機関等の活動を「行政運営」としています。

(個人情報保護)

第23条 市の執行機関等及び市議会は、市民の基本的人権の擁護及び信頼される市政の実現のため、別に条例の定めるところにより、個人情報を適正に管理するとともに、その利用、情報提供等に関し適切な保護措置を講じます。

○第23条は、個人情報の保護について定めたものです。

- 「別に条例の」とあるのは、平成13年に制定した「個人情報保護条例」のことを指します。
- 個人情報の保護は、現代の高度情報化社会において大変重要なものとなっています。
- このため、個人情報保護条例に基づき、その実施機関である市の執行機関等及び議会が、市民のプライバシーを守るため、個人情報を適正に管理し、保護措置を講じることを定めています。

(説明責任)

第24条 市の執行機関等は、施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、その必要性及び妥当性を市民にわかりやすく説明します。

○第24条は、市民への市の執行機関等（行政）の説明責任を定めたものです。

- 協働のまちづくりは、相互の信頼関係の構築が基本でありそのため、市の執行機関等は、市民に対し、施策の立案・実施・評価のそれぞれの段階において、その必要性や妥当性とともに市民が抱く疑問についてわかりやすく説明し、理解を求めていくことが重要です。
- なお、説明責任は、職員一人ひとりの真摯な姿勢を基本とすることから、職員の意識改革、自己研鑽等（第6条第3項、第19条第2項）も併せて重要であると考えています。

(意見及び提案の取扱い)

第25条 市の執行機関等は、市民の市政に関する意見及び提案に対し、迅速かつ誠実に対応するよう努めます。

2 市の執行機関等は、前項の対応の経過や結果等について記録を行い、公開します。

○第25条は、市民からの意見及び提案の取扱いについて定めたものです。

- 市の執行機関等は、市民からの意見提案について、迅速かつ誠実に対応するとともに、対応の経過や結果等の記録を行い、公開していくことを定めています。
- 現在、本市では、市長への手紙をはじめ、さまざまな市民からの要望・相談については、一つ一つ対応するとともに、要望相談記録表により記録、蓄積しており、平成17年4月からはこれらの記録を「市民の声データベース」としてシステム化し、全庁的に共有し、的確かつ迅速な対応をさらに推進していくこととしております。

(行政手続)

第26条 市の執行機関等は、別に条例の定めるところにより、適切に行政手続を行い、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益の保護に努めます。

○第26条は、行政手続について定めたものです。

- 「別に条例の」とあるのは、平成10年に制定した「行政手続条例」のことを指します。
- 行政手続条例に基づく適切な運用を行い、市民の権利と保護に努めることにより、信頼され透明性の高い市政を推進することを定めています。
- 行政手続条例は、行政に対して申請がなされてから、結論を出すまでの標準期間を定めたり、不利益な処分を下すときは理由を示すなど行政の透明性を図るものであり、広い意味での情報公開の一環です。

第3節 国、他の地方公共団体等との連携

第3節・第27条は、国、他の地方公共団体等との連携・協力に関することを定めています。

(国、他の地方公共団体等との連携)

第27条 市は、国及び県と共通する課題の解決を図るため、これらと対等な関係のもとで相互に協力し連携に努めます。

- 2 市は、広域的な課題の解決を図るため、近隣の地方公共団体と連携し、地域全体の発展に努めます。
- 3 市は、地球環境の保全等共通する課題の解決を図るため、国内及び国外の都市等との連携に努めます。

- 第1項は、地方分権の趣旨をふまえ、国・県との対等・協力関係のもとで相互に協力連携していくことを定めています。
- 第2項は、近隣の地方公共団体との協力による広域的課題の解決を掲げています。
- 第3項は、環境問題等の人類共通の課題について、国内外の都市等との連携を掲げています。
- 広域的な課題の具体的な例としては、ごみ処理（産業廃棄物）問題、消防、地域医療、環境問題（地球温暖化防止、地下水涵養、地下水汚染ほか）、交通問題、道路行政、経済活動、人的な交流、文化交流、国際交流などが考えられます。

第5章 最高規範性等

第5章は、本条例が市政運営における最高規範性を持つこと等を定めています。

(最高規範性)

第28条 他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重し、整合性を図ることとします。各種計画の策定、見直し及び運用においても同様とします。

2 市民、市議会及び市の執行機関等は、この条例を尊重し、本市の自治の推進に努めます。

○第28条は、本条例の持つ最高規範性について定めたものです。

- 他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用にあたっては、この条例に定める事項を最大限尊重する等、この条例が、本市の自治における最高規範性を持つことを定めています。
- 併せて、本市の自治を構成する市民、市議会及び市の執行機関等の三者が、この条例を尊重し、本市の自治を推進していくことを定めています。
- 法体系上は、個々の条例にその優劣、高低はありませんが、この条例の理念に基づいた本市の自治の推進を市政全般に浸透させていくために、他の条例・規則、要綱、構想、計画、施策等の制定改廃から運用解釈までについて、本条例との整合性を図ることを義務付けることで実態として運用上の最高位に位置する条例としたものです。
- なお、この条例には罰則規定は設けていません。「罰則」とは、個別具体的な行為の違反をとらえて始めて適用されるもので、本条例は自治の基本ルールを定める理念条例であることから、罰則はなじまないものと考えます。
- 条例を実行する担保は、参加と協働のまちづくりがどれだけ進んだか、市民の満足度がどれだけ高められたかによります。そのためにも、第13条において自治推進委員会の設置を規定したものです。

(条例の見直し)

第29条 社会経済情勢の変化等により、この条例の見直しが必要になった場合は、市長及び市議会は、市民の意見を踏まえ、速やかに適切な措置を講じることとします。

○第29条は、この条例の見直しについて定めたものです。

- 今後の社会情勢や経済情勢の変化は、さらにテンポを早めることも想定されます。そこで、特に年限を設けず柔軟に的確に対応することとしています。又、条例に限らず、物事は、社会で必要に応じ形作られ、また、必要に応じ変化すべきものでありますので、そういった原則を踏まえ見直しの年限を入れなかったものです。
- なお、条例制定後、検証する時期を特定することも意義があると考え、附則の第2項において、条例の施行後4年を経過した場合において、この条例の規定について速やかに検討を行うことを決めました。
- 条例施行後4年を経過した場合における検討については、現行の市政運営の基本指針

となる「まちづくり戦略計画」「行財政改革推進計画」の計画年次が平成２０年度であることから、本条例の検証時期として、４年後といたしました。

附 則

- １ この条例は、平成１７年４月１日から施行します。ただし、第１３条の規定は、規則で定める日から施行します。
- ２ この条例の施行後４年を経過した場合において、市長及び市議会は、市民の意見を踏まえ、この条例の規定について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることとします。